

通信・放送の在り方に関する懇談会第3回会合議事要旨

- 1 日 時 平成18年2月7日(火) 17:30~19:00
- 2 場 所 総務省5階第4特別会議室
- 3 出席者 松原座長、久保利構成員、菅谷構成員、古川構成員、宮崎構成員、村井構成員、村上構成員
竹中大臣、菅副大臣、古屋政務官、平井総務審議官、竹田情報通信政策局長、清水政策統括官、須田総合通信基盤局長

4 議事要旨

(1) 冒頭、座長が懇談会のアジェンダ及び前回のNHKの在り方についての議論を再確認。

(2) 事務局から「放送の現状」について説明。放送業界の在り方に関し、「放送に対する規制」、「放送関連サービスについての実態、規制」、「放送業界における競争の在り方」について議論することを確認。アジェンダとして、放送に関する技術を追加することを確認。

(3) ハード・ソフト一致・分離、役務利用放送法と著作権法における放送概念、圧縮技術等の選択の問題を中心に議論。

○ ハード・ソフト一致・分離について

(構成員の意見)

- ・ハード・ソフト一致・分離という言い方では、現実を十分理解できない。コンテンツ、プラットフォーム、ネットワーク、端末の各レイヤーで競争をどのように進めていくのかという視点から考えるべき。
- ・現在の放送制度は、現実的な解を求めてきたらこうなったということ。ハード・ソフト一致・分離の議論よりも、IPを使った放送について役務利用放送の対象の範囲を拡大することが現実的な対応。
- ・地上デジタル放送では、IP、衛星、ケーブルなど伝送路が多様化。電波で流すことを前提としたハード・ソフト一致原則について、伝送路が多様化する時代に同じ考えでよいのか。
- ・コンテンツに対する規制については、地上波に対する規制とそれ以外の放送に対する規制にあまり差がないが、影響力の大きいものとそうでないものに分けるという考え方もあるのではないか。
- ・ハード・ソフトについては、現状が最適解という見方ができなくもない。制度を変えるのであれば、ビジネスとして完全に成立することを示す必要がある。ネット局が持つ資金力に基づいて放送番組が作られているとすれば、その意義も考えるべきではないか。
- ・現行の法体系は、非常に複雑で、継ぎ足しの制度になっているのではないか。

○ 役務利用放送法と著作権法における放送概念について

(構成員の意見)

- ・ 役務利用放送法と著作権法で「放送」の概念がずれており、IPマルチキャスト方式による役務利用放送が著作権法では通信として扱われ、コンテンツの流通が妨げられているのではないか。
- ・ 同じ用語でも法律で違う概念で使われることはよくある。それが具体的にどのような影響を及ぼしているか、著作権の問題か放送事業者の問題か仕分けすべき。
- ・ 著作隣接権者がコンテンツの流通を制限しており、コンテンツがスムーズに流れないことが論点。
- ・ 方向性としては、映像についても、JASRAC（(社)日本音楽著作権協会）のような著作権管理団体を作るということではないか。
- ・ 著作権の法体系について知的財産戦略本部、文化庁でも検討しているが、政府の解釈を変更することにより短期的に解決する問題であれば、当懇談会として解決に向け働きかけるべき。

○ 圧縮技術等の選択について

(構成員の意見)

- ・ 日本では、圧縮技術やBMLなど、放送が独自の規格を採用した結果、欧米や韓国などと比べ通信事業と放送事業の親和性が高まらないのではないか。
- ・ H. 264、HTMLなどの技術の採用には受信機の問題も検討する必要がある。
- ・ ユーザーから見ると同じように見えるものでも、その裏の技術が違うため適用するルールが異なるという歪みが生じている。ユーザーの視点と供給者の視点の違いが、この問題を考える重要なポイントではないか。

○ その他の論点

(構成員の意見)

- ・ 米国ではテレビ局がコンテンツを買うときの購入ルールを定めていたことがコンテンツ業界の競争力を高めた。コンテンツの競争をどう高めるかという考え方があっても良い。
- ・ 競争の議論には、①業界内競争、②売手との関係、③買手との関係、④新規参入の有無、⑤代替サービスの存在という5つの視点があるが、融合サービスのような代替サービスの導入という視点が重要ではないか。

○ 次回会合は、2月21日（火）開催。「通信業界の在り方について」を議論。

以 上